

「加茂市指定給水装置工事事業者」新規申請について

加茂市で給水装置の工事及び修理を行う場合は、指定給水装置工事事業者として指定を受けなければなりません。

申請時に必要な書類については、下記を参照してください。

1. 新規申請に必要な書類

提出書類		法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書		●	●	
添 付 書 類	機械器具調書(別表)	●	●	
	誓約書(様式第2)	●	●	
	住民票(写し)		●	発行日から3か月以内のもの
	定 款(写し)	●		余白に代表者の原本証明を記載してください
	登記簿謄本又は登記事項証明書(原本)	●		発行日から3か月以内のもの
	給水装置工事主任技術者選任届出書(様式第3)	●	●	指定後30日以内に届出。但し、新規申請と同時に提出も可能
	給水掃除工事主任技術者の免状(写し)又は主任技術者証(写し)	●	●	

2. 提出方法

持参または郵送

3. 申請手数料

3,000円(申請時に申請手数料の納付書を発行します。)

4. その他

- 申請書類の受付時間は平日(月曜日から金曜日)の8時30分から17時15分までです。
- 申請から指定までに要する期間はおおむね2週間程度です。
- 指定日(給水装置工事事業者証を交付する日)については事前に申請者へご連絡しますので、管理係までお越しく下さい。なお、事業者証の郵送については行っておりません。

5. 申請場所及びお問い合わせ先

〒959-1392

加茂市幸町2丁目3番5号

加茂市水道局管理係

TEL : 0256-52-0080 FAX : 0256-53-4677